

令和2年5月7日

保育園
認定こども園
地域型保育事業

代表者 様

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

緊急事態宣言の期間延長に伴う保育園等の対応について

保育園等におかれましては、いわゆる3密の状況を避けられない中、現場の職員お一人お一人の献身的なご尽力により保育を継続していただいていること、心より感謝申し上げます。

さて、令和2年5月4日付けで政府による「緊急事態宣言の期間延長」及び、同月5日付けで千葉県による「緊急事態措置に関する今後の対応について」が発出されました。

これを受け、4月28日付けでお知らせしました保育園等における登園自粛要請期間について、5月31日（日）まで延長いたします。

なお、4月8日の登園自粛要請以降、市内保育園等の登園率は約3割程度の水準まで低減しておりますが、引き続き保護者やお勤め先の皆様にもご協力いただくことで、感染拡大の防止を図ることができるとの考えから、下記のとおり、登園自粛の協力について、改めてお願いすることといたしましたので、保護者への配付等について、ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 登園自粛要請期間

(変更前) 令和2年4月8日（水）から5月17日（日）まで

(変更後) 令和2年4月8日（水）から5月31日（日）まで

※ 状況に応じて変更する可能性があります。

2 保育料の減免について ※詳細は別紙「登園自粛要請期間中の保育料の減免について」をご参照ください

5月分の保育料は、5月7日（木）から5月31日（日）までの期間の登園日数に応じ、以下により後日返金します。

- ・ 登園自粛日数が10日以上の場合は、無料とします。
- ・ 登園自粛日数が10日未満の場合は、日割り計算とします。

※ 日数は、土曜日も含めてカウントします。

3 給食費の減免について

各園において、食材料費の注文をキャンセルできる食数分など、各園及び保護者の負担を考慮のうえ、給食費を減免するようお願いいたします。

(裏面あり)

4 保護者宛通知文

別途、保護者宛の通知文をお送りしています。保護者の方へお渡しいただくか、電話等でご連絡いただくなど、本通知の周知について、ご協力ください。なお、保護者宛通知文は、市ホームページにも掲載しています。

〔参考〕新型コロナウイルス感染予防に係る保育園等の対応について

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/covid19-hoiku.html>

5 保護者が勤務先で休暇等を取得する際に使用する文書について

引き続き登園自粛をお願いするにあたり、保護者の方が勤務先で休暇等を取得しやすいよう、勤務先事業者の方に対し、登園自粛の意義をご理解いただく文書を作成いたしました。参考までにお送りいたします。

6 在籍児童の体調不良時等の対応について

就労等で児童を保育園等に預ける際は、児童の健康状態の把握に努め、体調不良の際には登園を控えるとともに、児童に感染が疑われる場合やPCR検査を受診する場合は、各園にご連絡いただくよう、保護者に周知しています。

保護者からこのような連絡があった場合は、幼保運営課までご連絡ください。

7 その他

- ・ 登園自粛期間中の給付費（委託費）は全額お支払いします。また、職員の待遇等については、別途通知をお送りしますので、必ずご確認ください。
- ・ 登園自粛期間中に児童が1人も登園しない場合は、当該日に限り園を閉めることは差し支えないこととしますが、本市及び保護者と確実に連絡がとれるよう、体制を整備してください。
- ・ 要保護児童など、配慮を要する場合は、別途登園日を設けるなど、特段の対応をお願いします。

問合せ先：幼保運営課 043-245-5726

夜間・休日で緊急を要する場合は、245-5734へ連絡し、留守番電話に園名、折り返しの電話番号、案件の概要などをお話してください。内容を確認のうえ折り返いたします。
(緊急度が低いと判断した場合には折り返しは致しません)